

CHIYAYA AKASAKA

2018

3月号

Vol.530

トピックス

- 災害復旧状況について…………… p 2
- 下水道事務の広域化を進めます…………… p 5
- 第1回環境条例検討委員会を開催しました…………… p 6
- 人権擁護委員の紹介…………… p 9
- 合併処理浄化槽維持管理費補助金の申請期限…………… p 9
- 地域公共交通の取組み③…………… p 10
- 河南赤阪バイパスが開通します…………… p 11

広報ちはやあかさか



千早赤阪村

災害復旧状況について～台風21号編～

村では昨年の台風21号の豪雨の影響により各地に多大な被害が発生しましたが、現在、早期復旧に向けて尽力しています。今月号では復旧に向けた取り組みについてお知らせします。

災害復旧には、国の補助金を活用する予定ですが本補助金を活用するには、国の災害査定官が被災現場を訪れ、復旧内容を査定するなどの手続きや工事発注の手続きが必要で相当な時間を要しています。

被害状況について

【道路・河川】

土砂崩れが発生したため、河川や村道が閉塞し、道路が崩壊するなど28か所の甚大な被害が発生しました。災害発生時には、土砂が村道に流出したために通行できない所が多数ありましたが、土砂撤去などの応急作業により現在は、一部の村道を除き通行が可能となっています。



法面吹付崩壊 小吹（西峯唐谷線）

【農地・農業施設・林道】

農林業関係においても、農地・農業用施設で48か所、林道で16か所の陥没や崩壊が発生しました。

現在、農地畦畔・農業用水路の崩壊、農道の陥没により営農に支障をきたしています。

また、林道の崩壊により林業施業にも大きな影響が出ている状況です。



農道陥没 森屋（カケヒ高塚農道）

災害復旧の考え方

【村道】 被災した「道路がけ（法面）」は、私有地となっている場合が多く、この場合、本来は土地所有者に防災対策を行っていただくのが原則ですが、緊急輸送やバスの路線など重要な道路では、道路を利用する村民の皆さんの安全を守るとともに、常に交通機能を確保する責務があることから、私有地の道路がけにおいても対策が必要です。村としては、大雨や地震などによるがけの崩壊から道路を利用する村民の安全を守り、常に交通機能を確保することを目的に一定の要件を満たす場合に災害復旧工事を実施します。

【農地・農業用施設・林道】 農地や林道など私有地で発生した災害については、土地所有者による復旧が原則です。ただし、農林業の維持とその経営の安定を図ることを目的に災害復旧に要する経費の一部を国が補助する制度があります（この補助金を受けるには、一定の要件を満たす必要があります）。その補助金を受ける予定の農地、農業用施設、林道については、村が災害復旧工事を実施します。

災害の復旧状況

平成30年2月1日現在

| 区分 | 地区 | 路線名など | 被災状況 | 復旧時期(予定)※2 | |
|-----------|-----|--------------|-----------------|---------------------|-----------------|
| 道路・河川 | 村道 | 水分 | 水分東阪線 | 道路の路肩法面崩壊 | 平成30年7月頃 |
| | | | 旧赤阪柏原線 | 土砂崩れ | |
| | | 桐山 | 森屋桐山線 | 土砂崩れ | |
| | | | 東阪 | 上東阪線 | |
| | | 赤坂城跡線 | | 道路陥没(通行止め) | |
| | | 吉年 | 大廻高塚線 | 道路の路肩崩壊 | |
| | | | | 日出目虎谷線 | |
| | | 中津原 | 井戸谷線 | 土砂崩れおよび道路路肩崩壊(通行止め) | |
| | | | 御倉奥代線 | その1 | |
| | | その2 | | 道路の路肩崩壊 | |
| | 小吹 | 谷間賢畑線 | 土砂崩れ | | |
| | | 小吹西峯線 | 道路陥没 | | |
| | | 西峯唐谷線 | その1 | 土砂崩れおよび法面吹付崩壊(通行止め) | 法面吹付工事中 |
| | | | その2 | 土砂崩れ | 土砂留め・ガードレール工事完了 |
| | 千早 | 八千代橋黒母線 | 道路崩壊(通行止め) | 平成30年7月頃 | |
| 河川 | 中津原 | 中津原川 | 土砂崩れによる河川閉塞(※1) | | |
| | 千早 | 千早川 | 土砂崩れによる河川閉塞 | | |
| 水分 | 池谷川 | 流木による河川閉塞 | | | |
| 農林 | 農地 | 森屋 | 田の崩壊 | 4月～5月頃 | |
| | | 小吹 | | | |
| | 農道 | 森屋(カケヒ高塚農道) | 農道陥没 | | |
| | 水路 | 東阪(向の浦水路) | 水路崩壊 | | |
| | | 水分(野原水路) | | | |
| | 林道 | 水分(ウスイ谷線) | 林道崩壊 | | 7月頃 |
| | | 水分(ウスイ谷支線2号) | | | |
| | | 水分(石ブテ線) | | | |
| 二河原辺(足谷線) | | | | | |
| 千早(長谷線) | | | | | |
| 千早(久留野線) | | | | | |

※1 「河川閉塞」とは、川が土砂などでふさがること。

※2 復旧時期は、被災箇所によって異なります。



林道崩壊 千早(長谷線)



道路崩壊 中津原(日出目虎谷線)

災害復旧事業予算額

単位：万円

| 区分 | 国庫補助事業費 (A) | 村単独事業費 (B) | 総事業費 (A+B) |
|----|----------------|---------------|---------------|
| 村道 | 3,627 | 4,065 | 7,692 |
| 河川 | 1,210 | 242 | 1,452 |
| 合計 | 4,837 | 4,307 | 9,145 |

※道路・河川に関する国庫補助率は、約3分の2です。

| 区分 | 国庫事業費 |
|-------|-------|
| 農地 | 399 |
| 農業用施設 | 1,506 |
| 林道 | 3,826 |
| 合計 | 5,731 |

※国庫補助率は、農地50%、農業用施設65%、村道50%です。なお、今回の災害では激甚災害の指定により国庫補助率が変わる可能性があります。

※国庫補助金を除く事業費は、受益者の皆様にご負担いただきます。

土砂災害特別警戒区域内の移転・補強補助制度を検討します

平成30年4月1日以前から所有かつ居住し、土砂災害特別警戒区域内（※）にある建築物に対し、住民自らが実施する移転および補強対策に対して補助制度を検討しています（平成30年4月1日から施行予定）。

移転 ～土砂災害の危険からの避難（移転）～

○補助対象経費

危険住宅の除去および危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用

○補助限度額

<除去等費>

- ・1戸あたり最大80.2万円

<建物助成費>

- ・1戸あたり最大415万円

（金融機関等から借り入れた場合の利子に相当する金額）

補強 ～土砂災害の危険から住宅を守る～

○補助対象経費

住宅の補強および土砂災害対策施設の設計・工事にかかる費用

○補助率および補助限度額

<設計費用>

- ・対象経費（補強設計経費）の23%
1棟あたり 最大15.1万円
（設計費限度額 66万円）

<工事費用>

- ・対象経費（補強工事経費）の23%
1棟あたり 最大75.9万円
（設計費限度額 330万円）

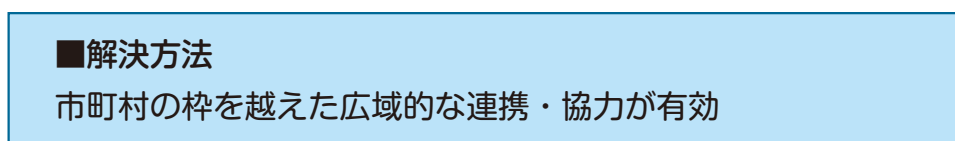
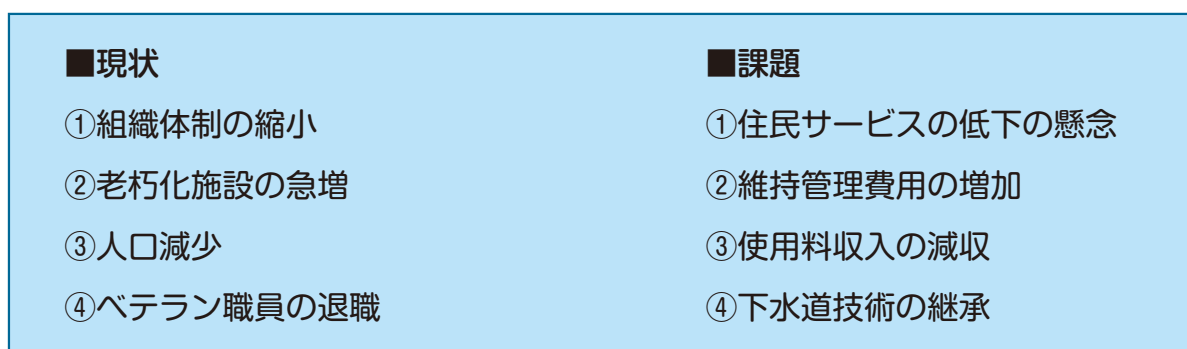
（※）土砂災害防止法に基づく土砂災害のおそれがある区域で、そのうち土砂災害特別警戒区域は急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民などの生命または身体に著しい危険が生ずる恐れがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。なお、指定区域は村ホームページで確認できます。

〈問い合わせ〉 総務課（防災担当）、施設整備課（村道担当）、観光・産業振興課（農林業担当）

4月から下水道事務の広域化を進めます！

現在の下水道事業は、人口減少による使用料収入の減収、職員退職による人材不足など住民サービスの低下が心配される状況にあります。そのような中、村では、現在の状況に連携して対応するため、富田林市・太子町・河南町の4市町村で平成28年8月に下水道法に基づいて、下水道事務広域化協議会（以下「協議会」という。）を設立し、事務の効率化を検討してきました。本年2月に行われた第3回協議会では、これまでの検討結果を踏まえ、4市町村で相互連携を図ることに合意し、4月1日から下水道事務の広域化を進めることになりました。主な相互連携の内容としては、地震時の災害対応・維持管理計画の検討・台帳データの集約などの共同研究を進めることとしています。

【広域化のイメージとこれまでの経緯】



南河内4市町村 下水道事務広域化協議会の設立 (H28.8.5)

■目標・効果

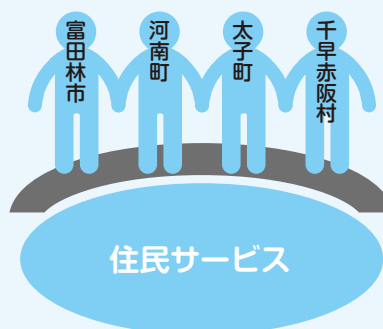
- ①住民サービスの維持・向上
- ②下水道事務の効率化
- ③下水道職員のレベルアップ
- ④技術継承

■広域化・共同化の内容

- ・地震時の災害対応
- ・維持管理の効率化
- ・水洗化促進対策
- ・下水道台帳データの活用
- ・人材育成など



(4市町村での検討)



〈問い合わせ〉 施設整備課

第1回環境条例検討委員会を開催しました！

1月12日(金)くすのきホールにおいて、学識経験者2名、大阪府環境農林水産部職員1名、環境条例策定ワークショップ参加者から選出された住民代表3名により、第1回環境条例検討委員会を開催しました。

当日は、千早赤阪村を取巻く環境について事務局から説明した後、これまで2回実施した環境条例策定ワークショップの結果概要を報告し、各委員から意見をいただきました。

環境条例策定ワークショップの結果概要

環境条例策定ワークショップで出た主な意見です。

| 環境分野 | 守るべき環境・課題等 | 各主体（村・村民等・事業者）ができること |
|-----------|---|--|
| 自然 | 金剛山・葛城山 | <ul style="list-style-type: none"> 観光ガイドの育成・特徴のある店舗づくり 登山道の整備費の募金や補修ボランティアなど |
| | 棚田・農地 | <ul style="list-style-type: none"> 保全活動 耕作放棄地の活用など |
| 森林の保全 | 人工林の管理 | <ul style="list-style-type: none"> 人工林（針葉樹林）から広葉樹林への転換など |
| 歴史・文化 | 城跡等の歴史資源 | <ul style="list-style-type: none"> 観光ルートとしての整備など |
| 生活環境 | 悪臭問題 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者における脱臭装置への設備投資 目に見えないため、きめ細かな監視など |
| | 騒音の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 道路改修などへの住民の協力など |
| | 空き地・空き家等の増加 | <ul style="list-style-type: none"> 空き地・空き家の情報発信 地域と連携した空き地・空き家の管理など |
| | 開発・埋立の規制 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者への法律の遵守の徹底 違法行為に対する監視など |
| | 不法投棄の対策 | <ul style="list-style-type: none"> 地区単位でのクリーンキャンペーンなど |
| | 公共空間の適正な管理 | <ul style="list-style-type: none"> 公園の樹木の適正な管理など |
| | 防犯対策 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちへの声かけなど |
| その他 | 災害対策 | <ul style="list-style-type: none"> 自助意識の向上 共助による災害への備えなど |
| | 広域的な課題への対策 | <ul style="list-style-type: none"> 近隣自治体で話し合う場の設置など |
| | 教育・啓発活動 | <ul style="list-style-type: none"> 村民の環境に対する意識の向上など |
| | 協力体制 | <ul style="list-style-type: none"> 地区・自治会と行政の協働強化（巡回など） 情報交換の場の設置など |
| | 村長の権限強化 | <ul style="list-style-type: none"> 許認可権・立入調査など |
| | 住民説明 | <ul style="list-style-type: none"> 事前に住民説明を義務付けるなど |
| | 近隣住民の同意 | <ul style="list-style-type: none"> 事業実施前の土地周辺の関係者・地区自治会の同意など |
| 事業者への働きかけ | <ul style="list-style-type: none"> 原状の回復など | |

環境条例（たたき台）の構成

下記の内容で環境条例のたたき台を作成し検討しました。環境条例等の保全の各条については、今後、検討委員会の皆さんから専門的な意見をいただきながら、より村に馴染む条例を策定したいと考えており、一部内容の削除や追加をする場合がありますのでご了承ください。

| 章 | 条 | 規程内容等 |
|--------|--------------|--|
| 総則 | 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全及び創造についての基本理念、村、村民等及び事業者の責務、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を設定 |
| | 定義 | <ul style="list-style-type: none"> 村民等、事業者、公害について定義 |
| | 基本理念 | <ul style="list-style-type: none"> すべての村民等が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない環境の恵沢の享受、次世代への継承 公平な役割分担の下での環境負荷低減、持続的な発展が可能な社会の構築 |
| | 村の責務 | <ul style="list-style-type: none"> 環境の保全及び創造に関する施策の実施 村民等及び事業者との連携及び協力体制の構築 村民等及び事業者に対して環境の保全及び創造に関する教育と学習機会の拡充 |
| | 村民等の責務 | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活における環境への配慮 環境の保全及び創造への自助努力 村が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力 |
| | 事業者の責務 | <ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴って生ずる公害及び生活環境の保全上の支障を防止するための措置 環境の保全及び創造への自助努力 村が実施する環境の保全及び創造に関する施策への協力 |
| 環境等の保全 | 自然環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全、回復並びに生物多様性の確保 |
| | 森林の保全の推進及び啓発 | <ul style="list-style-type: none"> 公益的機能を鑑みた森林保全の推進及び村民等への啓発 |
| | 歴史的環境の保全及び育成 | <ul style="list-style-type: none"> 歴史的文化的環境の保全 歴史的文化遺産等の保存・活用、歴史的環境の育成 |
| | 悪臭の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 日常生活及び事業活動に伴って発生する悪臭による周辺的生活環境の悪化の防止 |
| | 騒音の防止 | <ul style="list-style-type: none"> 近隣の静穏を害するような騒音の発生の防止 |
| | 空き地等の管理 | <ul style="list-style-type: none"> 空き地などの適正な管理 |
| | 投棄等の禁止 | <ul style="list-style-type: none"> 空き缶、たばこの吸い殻、廃棄物等の不法投棄の禁止 |
| | 公共の場所の清潔保持 | <ul style="list-style-type: none"> 道路、公園、河川その他公共の場所の清潔保持 |
| | 愛がん動物の管理 | <ul style="list-style-type: none"> 愛がん動物のふん尿等の適正処理 |
| | 広域的公害防止施策 | <ul style="list-style-type: none"> 他の地方公共団体と連携を密にした施策の実施 |
| 規制措置 | (検討) | (検討) |
| 雑則 | 委任 | — |
| 附則 | 施行期日 | — |

検討内容

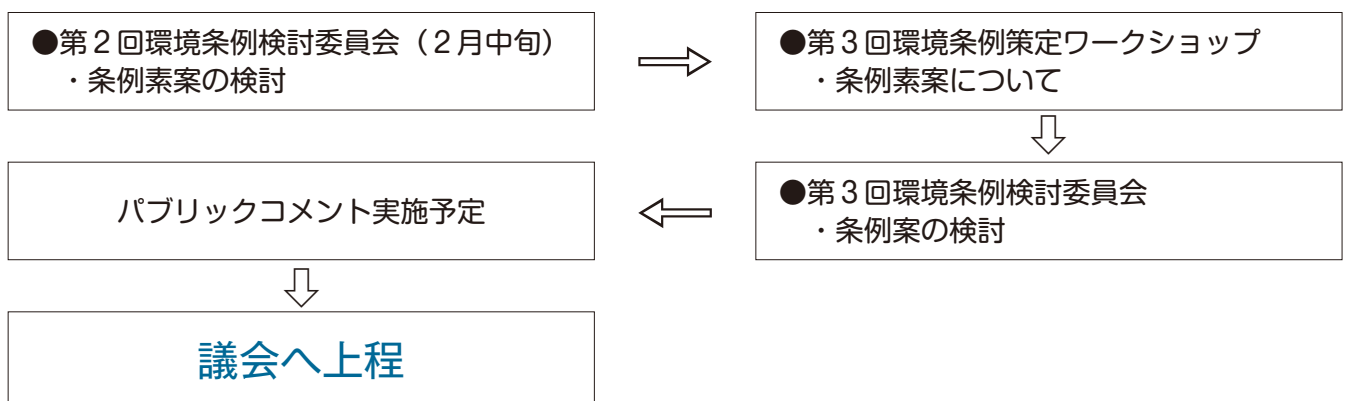
以下の内容の検討を行いました。検討結果は第2回環境条例検討委員会で検討される「環境条例素案」に反映させる予定です。

| 番号 | 項目 | 課題 | 内容 |
|----|-----------|----------------------------|--|
| ① | 条例の方針 | 環境基本条例にするのか 環境保全条例にするのか | 環境基本条例には一般的でわかりやすい利点があり、環境保全条例には、個別案件に具体的な方針を記載しやすい利点がある。どの様な条例を作成するかの方針を検討。 |
| ② | 総則の内容等 | 書き方等の検討 | 基本理念や村・村民等・事業者の責務等の書き方や内容の検討。 |
| ③ | 環境等の保全の内容 | 追記・削除する項目の検討 | ワークショップで明らかになった、守りたい環境や課題に対応できているか、また、記載することにより法律や府条例に対して支障が出ないかの検討 |
| ④ | 規制措置 | 規制に対する検討 | 規制を行うのか、また、行うのであればどの様な内容・方法で行うのか検討 |



今後の予定

今後は、第2回環境条例検討委員会を2月中旬に予定しています。第2回環境条例検討委員会で「環境条例素案」の検討を行った後、第3回環境条例策定ワークショップ・第3回環境条例検討委員会を行い、パブリックコメントを実施する予定です。



〈問い合わせ〉 住民課 (環境衛生)

私たちの街の相談パートナー人権擁護委員

人権擁護委員とは？

法務大臣から委嘱された民間の人たちで、約1万4000人が全国の市町村に配置されています。人権擁護委員は法務局と連携して、地域の皆さんから人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

◎人権相談と救済

日常生活で抱える悩みや、多様化・複雑化している人権問題に対処するため、人権相談を実施しています。これまでの豊富な経験と知識を活かし、解決に向けて対処、助言しています。ひとりで悩まないで気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は厳守します。

また、大阪法務局では、子供の人権専門員による「子どもの人権110番」・「女性の人権ホットライン」などの電話相談や「外国人のための人権相談所」の開設、さらにインターネットによる相談も受け付けています。

〈問い合わせ〉住民課（人権）

◎学校、地域での人権啓発活動

◇「人権教室」

小学生を対象に、人権擁護委員が講師となって、人権啓発ビデオ「プレゼント」を教材に、いじめ問題に取り組み、いじめられている人、いじめている人それぞれの立場になって気持ちを考え、いじめをなくし、人を思いやることの大切さを子供たちに伝えています。



◇「子どもの人権SOSミニレター」

児童虐待や子どものいじめは周囲から目につくことが少なく、身近な人に相談しにくいことから、発見時には手遅れになる場合があります。親や学校にも相談できない子どもたちのために「SOSミニレター」を配布しています。

◇「人権の花」運動

◇「フェスタ in 錦織」などの活動も実施しています。

※千早赤阪村の人権擁護委員は、次の3人です。（敬称略）

・田中鈴代、西浦玲子、清水初代

平成29年度合併処理浄化槽維持管理費補助金の申請は3月末までです。

村では、合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を推進しており、適正な維持管理を行う人に補助金を交付しています。

平成29年度の補助金の申請は3月末までです。早めに申請してください。

補助対象地域 公共下水道の供用が開始されていない地域

ただし、新たに開始となった日から1年間は当該地域を補助の対象とします。

補助対象者 住民基本台帳に基づき村内に住所を有している人で、自己の専用住宅に設置された合併処理浄化槽において、浄化槽法で定められている「保守点検」、「清掃」および「法定検査」を行った人

補助金額 上限2万円（申請日から過去1年間に行った保守点検等の費用合計額が対象）

〈問い合わせ〉住民課（環境衛生）

地域公共交通の取組み③

村では、地域の地理的特性や住民ニーズに合った、村民のお出かけの手段として将来にわたって利用される持続可能な地域公共交通システムとなるよう平成26年度に地域公共交通協議会を設置し、アンケートやワークショップ、実証運行を実施してきました。これまでの取組みを全3回で報告します(第3回)。

地域公共交通の現状と課題

鉄道駅はなく、公共交通機関は民間事業者2社による路線バスのみです。路線バスは、主に金剛山への観光や村外への移動に利用されており、村内移動にはほとんど利用されていません。また地理的特性や道路事情もあり村域を南北方向に運行しており、東西方向への移動手段がないことやバス停まで距離のある集落も存在しています。

実証運行の結果を受けて

平成27年度、平成28年度の実証運行では、村内移動だけではなく、路線バスへ乗継利用することで、村外へ移動ができるようにすることも目的の1つとしましたが、乗継利用はほとんどありませんでした。

また住民アンケートでは、利用者からは高い満足度がありましたが、「自分で移動(手段を確保)できる」、「今は利用しない」、「将来あればよい」という意見とともに、村外を含む直接目的地に向かう運行実施などの要望がありました。

地域公共交通の維持・確保には…

通勤や通学、通院、買い物と多くの目的で村外へ出かけることが必要な本村では、路線バスの便数減少や路線の短縮、廃止されると移動手段がなくなります。これによって、家族や知り合いなどの送迎の負担が大きくなったり、他の市町村へ転居されるなど様々な課題が生じることが予想されます。

地域公共交通は、「あればよい」というものではなく、住民が自ら使い・守るという意識も必要です。これが地域を支えることにもつながります。

今後の方向性

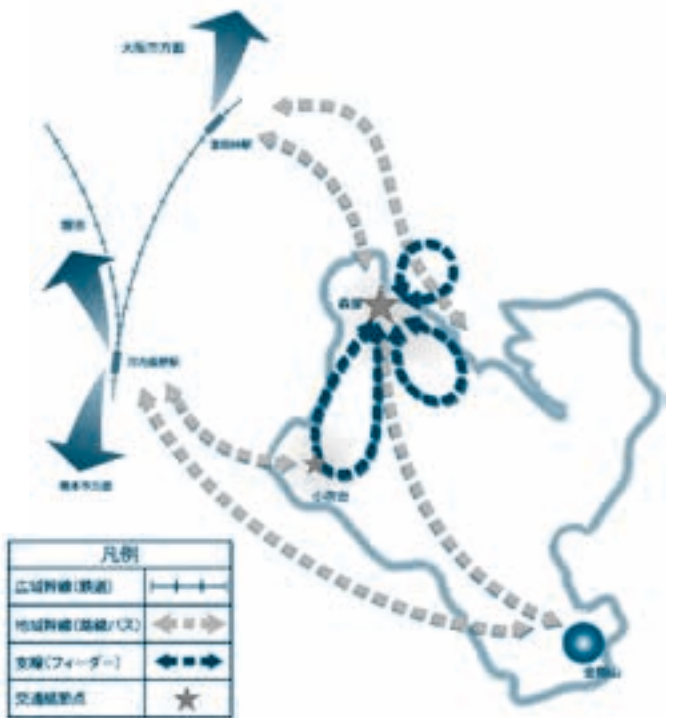
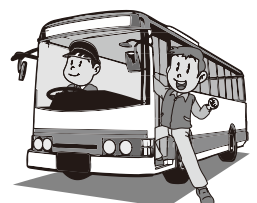
過疎地域となった本村では、地域活力の維持・充実を図り、定住化や新たな移住者の獲得を促進するための「生活交通の確保」には、基幹交通である路線バスをはじめとする民間事業者との連携・協力を活かした公共交通網の形成が必要です。

そのためには、住民・利用者、交通事業者、行政がそれぞれの立場から「地域公共交通」への共通認識を深め、努力していくことをめざします。

◇住民・利用者ができること：公共交通を利用する、交通事業者や運行状況のことを知る など

◇交通事業者ができること：安全、快適に運行する、利用者ニーズを把握する、運行状況を分かりやすく伝えるなど

◇行政ができること：運行状況を分かりやすく伝える、利用者ニーズを把握する、公的投資などの支援、公共交通を利用する など



地域公共交通の連携イメージ

〈問い合わせ〉 地域戦略室

河南赤阪バイパスが 3月26日に開通します！

地域の皆様のご理解ご協力のもと、整備を進めてきました「一般国道(新)309号(河南赤阪バイパス)2期区間(延長約700m)」が、3月26日(月)午後3時に開通することとなりましたので、お知らせします。

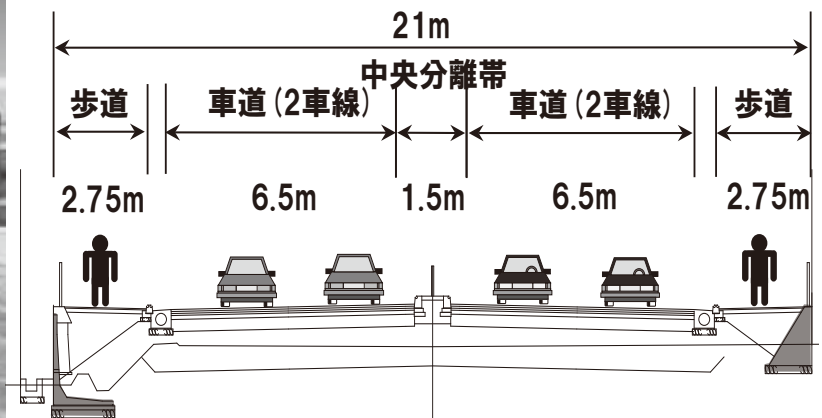
【位置図】



【現況写真 (2月5日撮影)】



【完成イメージ】



工事中は、ご不便ご迷惑をおかけしますが、周辺環境などへ配慮しながら進めていきますので、何卒、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。

〈問い合わせ〉

富田林土木事務所
建設課道路整備グループ
☎️ 1131

受診しましたか？ 特定健診

国民健康保険に加入している40～74歳の人を対象に、特定健診の受診券を送付していますが、今年度の特定健診が受けられる期間は3月31日(土)までです(3月31日までに75歳になる人を除く)。

まだ受診していない人は必ず受診しましょう。

〈問い合わせ〉

住民課(国民健康保険)



特定保健指導は受けましたか？

内臓脂肪(腹部にある内臓の周囲につく脂肪)の過剰な蓄積は、生活習慣病と密接に関係があると言われています。腹囲が基準値(男性85cm 女性90cm)を超えていて、脂質異常症、高血圧、高血糖のうち、2つ以上があてはまるとメタボリックシンドロームと判断されます。症状がないからといって放っておけば、命にかかわる虚血性心疾患(主に心筋梗塞)や脳血管疾患(主に脳梗塞)を引き起こすリスクがあり、脂質異常症、高血圧、高血糖の危険因子が多いほど発症するリスクが高くなります。

保健指導ではあなたの運動・食習慣を聞かせてもらい、改善方法を考えるお手伝いをします。

日時 随時(相談に応じます)

場所 保健センター

実施者 保健師・管理栄養士

対象 対象者には個別で通知(家族の参加可)

費用 無料

〈申し込み・問い合わせ〉

健康福祉課(健康)



健康コラム

健診、治療、健康づくりについて

千早赤阪村国保診療所 医師 川妻 史明

皆さん、健康診断はお受けになりましたか？特定健診を受診し、その結果生活習慣病予備軍と診断された人には特定保健指導が行われています。皆さんが健診を受けて健康的な生活を実行すれば、薬も飲まず元気に暮らす事ができる人も増えるでしょう。以前の健康診断の目的は「早期発見・早期治療」で、がんなどの病気を早く見つけて治療する事に主眼が置かれていました。これを二次予防といいます。対して特定健診・特定保健指導というのは、もっと積極的に「病気にならない」ことを目的としています。こちらは一次予防で、10年20年、もっと先の自らの健康のために今できることを学び、それを医療のプロと共に作り上げてゆくものです。

健診に来られて血圧が高ければ皆さん心配されますが、いざ薬を飲むとなると「血圧の薬は一生飲まないといけないですよ」と躊躇されます。糖尿病の人だとインスリンの注射をするときのように

「一生注射しないといけないでしょ」とおっしゃいます。成人の糖尿病は生活習慣病なので、生活に注意すれば多くの方は改善します。生活習慣病で薬を飲んでいる人も、生活習慣の改善が薬物療法より根治的な治療であることをあまりご存知ありません。これらを伝えられていないのは安易な薬物療法を是とする現代医療の大きな問題点だと思います。

最後に、何度か申し上げていますが、食料自給率2%と言われている大阪府内で、千早赤阪村の学校給食の約1/3に美味しい地元産の野菜が使われているというのは凄いことです。食べたもので身体はできており、それは離乳食から始まり、食育へとつながります。健康的な食生活が、子どもから家庭へ、更に村全体に広がってくれることを祈っています。

今回をもって、健康コラムの連載を終了させていただきます。1年間ありがとうございました。



無料!

個別検診をご存知ですか？

集団検診は日程が合わないなどの理由から検診を受けたことがない人もいないのでしょうか。個別検診は下記の医療機関で受診できるため、自身のライフスタイルに応じた受診が可能です。村では一人でも多くの人に検診を受診していただけるように無料化し、検診を個別で受けられるようにしています。今年度4月以降に、検診を受けていない人は、この機会にぜひ受診しましょう。

| ●個別検診（指定医療機関で実施） | | | |
|---|---|---|--|
| 検診項目 | 対象者 | 内 容 | 指定医療機関 |
| 大腸がん検診 | 受診日現在 40歳以上の人 (年度に1回) | 問診 便潜血検査 | 村国保診療所 (保健センター内・千早診療所) 植田診療所 |
| 乳がん検診 | 受診日現在、40歳以上の 和暦で偶数年生まれの人 (2年に1回) 昨年度受診していない場合は奇 数年生まれでも受診できます。 | 富田林病院－問診・マンモグラフィ検査 (40歳代は2方向、50歳以上は1方向撮影) いぬいクリニック－問診・視触診・マンモグラフィ検査 (40歳代は2方向、50歳以上は1方向撮影) | |
| 子宮頸がん検診 | 受診日現在、20歳以上の 和暦で偶数年生まれの人 (2年に1回) 昨年度受診していない場合は奇 数年生まれでも受診できます。 | 問診・視診・内診・ 子宮頸部細胞診 (子宮体部細胞診は必要 な人のみ実施可能) | 富田林病院 あやレディースクリニック 斉藤ウィメンズクリニック 澤井産婦人科 たけい産婦人科 |
| 5がんセット検診 (胃・大腸・肺・ 乳・子宮頸部) ※5種類のがん検診を 一日で受診できます。 | 〈胃・肺〉 受診日現在40歳以上の人 (年度に1回) 〈大腸・乳・子宮頸部〉 上記と同じ | 〈胃〉問診・X線デジタル撮影 〈肺〉問診・X線デジタル撮影 (喀痰検査は必要な人のみ) 〈乳〉いぬいクリニックの内容と同じ 〈大腸・子宮頸〉上記と同じ | がん循環器病予防センター (大阪市城東区森之宮) |
| 肝炎ウイルス検診 | ①年度内に40歳になる人 ②年度内に41歳以上で過去に 受けたことがない人 ③年度内に41歳以上で特定健 診などで肝機能検査に異常 がある人 平成29年4月末に送付した案 内・受診券・問診票を持って いる人は申込不要です。 | 血液検査 B型肝炎ウイルス検査 C型肝炎ウイルス検査 | 村国保診療所 (保健センター内・千早診療所) 植田診療所 |
| 成人歯科 健康診査 | 平成29年4月1日現在 40歳・50歳・60歳・70歳の人 | 問診 口腔内診査 結果説明 | 富田林歯科医師会管内の医療機関 |

※個別検診の実施期間は3月30日(金)まで。

●申し込み

電話または保健センター窓口にて、申し込みを受け付けます。
申し込んだ人には詳しい案内を送付します。

〈予約・申し込み・問い合わせ〉健康福祉課(保健センター) ☎②0069(直通)・☎②0081(代表)

お電話お待ち
しています!



子どもの医療費の助成について

村では、子どもが健やかに成長することを目的に、医療機関などに支払う自己負担金の一部を助成する「子ども医療費助成制度」を実施しています。

対象者

0歳から中学3年生（15歳に達する日以後最初に迎える3月31日まで）の子ども（所得制限なし）

助成内容

健康保険証を使って診療（保険診療に限る）を受けたとき、医療機関に支払う医療費の自己負担金の一部を助成。なお、院外調剤にかかる費用は全額助成。

※大阪府内以外では、子ども医療証を使うことができません。大阪府内以外の医療機関などを受診される場合は、医療機関窓口で自己負担金を一旦全額支払い、後日償還払いの申請をしてください。

一部自己負担金

1医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円を限度に1カ月2日分まで負担。（3日目以降は全額助成。）

一部自己負担金の軽減

子ども医療証を提示して医療機関に支払った一部自己負担金の1カ月の合計が、1人あたり2,500円を超えた場合は、超えた分を申請により返還。申請に必要な物は問い合わせてください。

〈問い合わせ〉住民課（福祉医療）



児童家庭相談

「しつけの仕方が分からない」「子どもを叩いてしまう」など子育てに関してお悩みの人、一人で悩まずに家庭児童相談員まで相談してください。

※不在の場合がありますので事前に連絡してください。

相談受付

毎週月～金曜日
（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

場所 村立保健センター内

費用 無料

〈問い合わせ〉健康福祉課（福祉）



仕事を探しているひとり親家庭の皆さんへ

「母子家庭等就業・自立支援センター」を利用ください。

専門の「相談員」が、生活相談から仕事の紹介まで一貫した就業支援を行います。

- 働きたい人には情報提供・職業紹介
- 面接に備えて就職セミナー
- スキルアップに就業支援講習会
- 困ったときにヘルパー派遣

相談日 月～土曜日（午前10時～午後4時）（要予約・保育あり）

場所

大阪府谷町福祉センター内
大阪府谷町福祉センター内

〈申し込み・問い合わせ〉

大阪府母子家庭等就業・自立支援センター

☎06-6762-9498

子育て支援ヘルパー派遣事業

出産前後の体調不良や母親などの疾病などで家事・育児が困難な家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児援助を行う「子育て支援ヘルパー派遣事業」を次のとおり実施しています。

対象者

村内に居住し、出産前後の体調不良や育児不安などにより養育上特に支援が必要で家事または育児が困難な家庭（他に援助をしてくれる人がいない家庭に限ります）。

派遣回数

1日1回（10回を限度）

派遣時間

1日2時間以内
午前9時～午後5時

※毎週月～金曜日
（祝日・年末年始を除く）

援助内容

- 家事に関する援助
 - ・食事の準備および後片付け
 - ・衣類の洗濯や補修
 - ・居室などの清掃、整理整頓
 - ・生活必需品の買い物
- 育児に関する援助
 - ・授乳
 - ・おむつ交換
 - ・沐浴介助
 - ・適切な育児環境の整備

費用 無料

〈申し込み・問い合わせ〉

健康福祉課（福祉）



地域子育て支援センターの催し



地域子育て支援センターは、村内で子育てをする人たちをさまざまな取り組みで応援する施設です。専任の保育士が常駐していますので気軽に遊びに来てください。

| 3月の予定（開室日時：月～金曜日（祝日は休み） 午前9時～午後3時） | | | |
|---|--------------------------------|---|---|
| 日・曜日 | 時 間 | 場 所 | 内 容 |
| 6 火 ★ | 午前10時30分～11時 | 地域子育て支援センター | 絵の具あそび 〈服装〉 汚れてもいい服 |
| 7 水 ★ | 午前10時30分～11時 | | 新聞あそび |
| 8 木 ★ | 午前10時～11時30分 | | げんき親子体操① |
| 14 水 ★ | 午前10時～11時30分 | | クラフト教室 「レジン(樹脂)でピルケースを作ろう！」 〈持ち物〉 なし 〈費用〉 1人 1,000円（保護者のみ） 〈定員〉 10組 ※保護者と同室で保育あり |
| 15 木 ★ | 午前10時～11時30分 | | げんき親子体操② |
| 20 火 ★ | 午前10時30分～11時 | | 手形足型作品づくり 〈服装〉 汚れてもいい服 |
| 22 木 ★ | 午前10時30分～11時 | | カプラ（積み木）遊び |
| 23 金 ★ | 午前10時～11時30分 （午前9時30分～受付開始） | 村立保健センター2階 | 親子クッキング「豆腐もち」 〈持ち物〉 エプロン、三角巾、マスク、タオル |
| 27 火 ★ | 午前10時30分～11時30分 | げんき保育園周辺 | お散歩 |
| 28 水 ★ | 午前10時30分～11時 | 地域子育て支援センター | 英語あそび・発育測定 |
| ☆今月の一押し クラフト教室 今、流行中のレジン（樹脂）を使ったピルケース作りです。キャラクターなどのイラストを使ったり、キラキラにデコレーションをしたりと簡単なので、皆さんお気軽にお申し込くださいね！ | | | |
| 〈のびのびげんきひろば〉 自由に遊んだり、自由におしゃべりしたりして、親子でのびのびしましょう。 〈日時〉 毎週月曜日（祝日などの場合は翌日の火曜日） 午前10時～11時30分 〈場所〉 保健センター3階集団指導室 | | 〈げんき広場（自由来園）〉 自由に親子で遊びながら、お友達と交流しましょう。 〈日時〉 毎週月～金曜日 午前9時～午後3時 | |
| 〈園庭開放〉 園庭で自由に遊びましょう。 日時 毎週金曜日 午前9時～正午 | | 〈子育て育児相談〉 ・電話相談（毎週月～金曜日） 午前9時～午後3時 ・面接相談★ | |
| 備考： ★は、事前に電話予約が必要です。催しで費用の記載のないものは無料です。雨天の場合や講師などの都合で活動が中止または変更となる場合があります。詳しくは、ホームページや窓口にある『地域子育て支援センター ai♡げんきだより』をご覧ください。 | | | |

〈予約・問い合わせ〉 地域子育て支援センター ai♡げんき（げんき保育園内） ☎7868

役 場

村・府民税申告の休日受付を行います

次の日時に村・府民税申告の休日受付を行います。

日時 3月11日(日)
午前10時～午後4時

※平日に都合がつかない人、家族・近所の人に送迎してもらう人のために休日申告受付日を設けています。この機会にぜひ利用してください。

場所 役場1階総務課(税務)

申告に必要なもの

- 申告書
- 印鑑
- 源泉徴収票、保険の支払証明書などの原本など(源泉徴収票のない人は収入明細書など)

• マイナンバーカードもしくは、マイナンバー通知カードと運転免許証などの写真付身分証明書のセット

※村・府民税申告には、個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。役場では、申告に来た人のマイナンバーを調べることはできませんので、自身で準備のうえ、申告に来てください。

※当日は村・府民税申告の受付日のため、各種証明書発行などの通常業務は行っていません。

〈問い合わせ〉総務課(税務)

納税相談を行います

次の日時に税務職員による納税相談を行います。平日に時間がない人は利用してください。

日時 3月11日(日)
午前10時～午後4時

場所 役場1階総務課(税務)

内容 税金の納税に関する相談
〈問い合わせ〉総務課(税務)



郷土資料館

楠公史跡保存会からの
お知らせ

講演会 「遺跡を楽しむ！」

日時 3月17日(土)
午後1時～3時

場所 村立郷土資料館

定員 20人

費用 500円(入館料含む)

講師 和泉 大樹氏
(阪南大学准教授)

〈申し込み・問い合わせ〉

(一社)千早赤阪楠公史跡保存会
☎@1588



村民運動場

春季ソフトボール大会
参加チーム募集

村ソフトボール連盟では、春季大会の参加チームを募集しています。

日程 4月1日(日)・8日(日)

※予備日 4月15日(日)

場所 村民運動場

対象 16歳以上の村内在住・在勤者で構成するチーム

費用 1チーム3千円

受付 3月1日(木)～15日(木)

試合内容 ウィンドミル禁止

○抽選会

日時 3月17日(土)午後7時から

場所 海洋センター

〈申し込み・問い合わせ〉

村ソフトボール連盟理事長 尾谷
☎@0630

B&G 海洋センター

春季ソフトバレーボール
大会参加者募集

村バレーボール連盟では、春季大会の参加者を募集しています。

日程 4月15日(日)

場所 海洋センターアリーナ

対象 16歳以上の村内在住・在勤者
※個人でも参加できます。

費用 1人300円

受付 4月7日(土)まで

〈申し込み・問い合わせ〉

村バレーボール連盟 武部
☎@1472



くすのきホール 千早小吹台小学校

運転者講習会

4月6日(金)～15日(日)の「春の全国交通安全運動」に先駆けて、運転免許を持っている人を対象に、交通安全運転者講習会を行います。皆さん、誘い合わせのうえ、参加してください。

くすのきホール(会議室)

日時 3月22日(木)

受付 午後6時30分～

開始 午後7時～

千早小吹台小学校(体育館)

日時 3月23日(金)

受付 午後6時30分～

開始 午後7時～

〈問い合わせ〉総務課(総務)

第32回千早赤阪村民 ゴルフ大会

村ゴルフ連盟では、参加者を募集しています。

日時 4月5日(木)

午前9時6分開始

場所 グロワールゴルフ倶楽部

参加費用 3千円

・プレー費 7,380円(昼食付)

※キャディなし

※2人乗りカート使用可

1,080円

申し込み期限 3月14日(水)

〈申込み・問い合わせ〉

次の各地区担当者

小吹台 豊田吉久 ☎⑦7006

中津原 谷口重夫 ☎⑦1247

小吹 栢木茂晃 ☎⑦0705

桐山 高塚雅紀 ☎⑦7002

東阪 大橋英夫 ☎⑦1929

千早 豊田義明 ☎⑦0190

森屋 林 進 ☎⑦1054

その他

地域福祉、障がい福祉の計画(案)に対する意見募集

村では、地域福祉、障がい福祉の計画策定に向けて協議を進めています。また、地域福祉の計画策定にあたっては、目的を同じくする村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定しています。

このたび、計画案がまとまりましたので、村民の皆さんから広く意見をいただくためパブリックコメント(意見募集)を実施しています。

意見募集期間 3月12日(月)まで

閲覧場所 役場(本庁舎1階情報公開コーナー)、小吹台連絡所、保健センター、くすのきホール、B&G

海洋センター、村ホームページ

応募方法 所定の意見記入用紙に氏名・年齢・電話番号・意見を記載し、持参や郵送(当日消印有効)、FAX、Eメールのいずれかの方法で応募してください。

※所定の様式は、各閲覧場所にあります。村ホームページからもダウンロードできます。

〈問い合わせ・応募先〉健康福祉課(福祉)

〒585-8501 千早赤阪村大字水分180番地

☎⑦0081 ☎⑦0201

Eメール

iken@vill.chihayaakasaka.lg.jp

シルバー人材センター 会員募集

これまで培った自分の能力や経験を活かしてみませんか。

シルバー人材センターでは、住民の皆さんや会社などから依頼された仕事を日々頑張っている。剪定・草刈・荷物運搬・施設管理・清掃・運転などの業務や家事援助などのできる人は、ぜひ入会してください。

入会資格 村内在住の健康で働く意欲がある60歳以上の人

年会費 3千円(傷害保険料含む)

〈問い合わせ〉

千早赤阪村シルバー人材センター事務局 村保健センター2階(千早赤阪村社会福祉協議会内)

☎⑦0294

福祉施設のお仕事・ 事業所見学会のお知らせ

対象

- ・ハローワークに登録のある人
- ・福祉施設での仕事に興味がある人
- ・看護職・介護職などの仕事を探している人

日時 3月20日(火)

午後1時50分

現地集合

場所 社会福祉法人享佑会

特別養護老人ホーム

ファヴォーレ

大阪狭山市大野西566-2

(南海バス南第二小学校前徒歩3分)

定員 先着6人

〈問い合わせ・予約〉

ハローワーク河内長野

☎③3081(41#)

その他

ふくろうの生態シリーズその2ふくろう話 一雛が孵ったー

好評のフクロウ講座第二弾を開催します。

プログラム

- ・孵化の話
- ・ふくろうとのふれあいタイム
- ・ふくろうをモデルとした写生・写真撮影会

※当日、雛はいません。

日時 3月21日(水)
午後1時～4時

講師 都 基学氏

持ち物 写生や撮影に必要な道具を各自で用意してください。

参加費 1千円

場所 南河内林業総合センター
ラ・フォレスタ2階
(東阪1238-5)

〈問い合わせ〉

ラ・フォレスタ ☎@0090



自衛官募集

●一般幹部候補生

将来の自衛隊を担う幹部自衛官を養成するコースです。

応募資格

(1) 大卒程度試験

ア 日本国籍を有する22歳以上26歳未満の人。修士課程修了者など(見込含)にあっては、28歳未満の人

イ 日本国籍を有する20歳以上22歳未満で、学校教育法に基づく大学(短大除く)を卒業(見込含)した人、または外国における学校を卒業した場合で大学卒業に相当すると認められる人

(2) 院卒者試験

日本国籍を有する人で、修士課程修了者など(見込含)で、20歳以上28歳未満の人

受付期間 3月1日(木)～5月1日(火)

試験期間 1次試験

5月12日(土)筆記試験

5月13日(日)筆記式操縦適性検査(飛行要員希望者のみ)

●一般曹候補生

各部隊の中核となる陸・海・空曹自衛官を養成する制度です。

応募資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の人

受付期間 3月1日(木)～5月1日(火)

試験期間 1次試験

5月26日(土)筆記試験

〈問い合わせ〉

自衛隊大阪地方協力本部
富田林地域事務所
☎②43799 ②43999

平成29年度 富田林市 太子町 河南町 千早赤阪村合同三十路式

成人式から10年が経過した今、新たな時代を担う世代の地域コミュニティの強化をテーマに市町村の垣根を越えて開催されます。久しぶりに会う友人や新たに会おう仲間と交流し、同世代の繋がり・絆を深めましょう。

対象 昭和62年4月2日～63年4月1日生まれで、富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村在住またはこの市町村内の中学校を卒業した人

日時 4月29日(日)
午後1時30分～3時30分(受付は午後1時～)

場所 すばるホール4階 銀河の間

参加費 3千円

申込方法 下記の幹事あてに直接電話などで申し込んでください。

申込期限 3月31日(土)

〈申込み・問い合わせ〉

千早赤阪村幹事 柴田 泰利
☎080-1431-9741

平成30年度大阪府手話通訳者養成講座 受講者募集

手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳活動を行う「手話通訳者」の養成講座を実施します。

日時 5月18日から平成31年2月22日(金曜日開催)午前9時30分～11時30分(受講判定試験は4月20日(金)午前9時30分～受付開始)

場所 八尾市立障害者総合福祉センター「きすな」

定員 20人(受講判定試験があります)

費用 無料(テキスト代は実費負担)

備考 受講案内および受講申込書は健康福祉課で配布、または大阪府HPからダウンロードできます。

申し込み 受講申込書を3月30日(金)(消印有効)までに郵送〔〒540-8570 府民お問合せセンター「手話通訳者養成講座」係(住所記載不要)〕へ、または大阪府HPからインターネット申し込み <http://www.pref.osaka.lg.jp> 手話通訳者で検索

〈問い合わせ〉 府民お問合せセンター ☎@6910-8001 (平日午前9時～午後6時)

今月のコラム



村長の部屋

千早神社を永遠に

楠公さんが12万人の鎌倉軍を相手に、わずか800人の手勢で立てこもり100日間落城せず鎌倉幕府を瓦解させた千早城。その城址に千早神社がある。

楠公さんは、金剛山から四方、八方に伸びる尾根の急峻な地形を利用し、山岳戦に不慣れな鎌倉軍を手玉に取り圧倒的戦力を誇る敵をゲリラ戦で釘付けにした。

千早神社は大正3年に有名な設計家（内務省神社局技師大江新太郎氏設計）で府社、大楠公をまつる神社として建立され、戦前は軍神として参詣者も多く運営も安定的に行われていたが、戦後楠公さんの評価が下落し、施設の維持、運営が困難になった。

お賽銭、氏子納金で細々と神社運営を行ってきたが、お社の維持・補修まで手が回らなくなりこの素晴らしい資産を後世に残すには、「神社の力でお金を稼ぐこと」が必要だった。役員、氏子の皆さんと相談し、難攻不落の千早城にあやかり赤坂城下の棚田で生まれ育ったお米を千早神社で心を込めて御祈祷し、大楠公の思いのこもった神饌米を皆さんに撤饌としてお分けすることで、受験、選挙、企業業績に臨む皆さんの心の支えとすることになった。

多くの人たちの支持を得ることができ、千早城址・千早神社の維持に少し明るさが見えてきた。

人権コラム「きずな」 58

「体験学習法」との出会い

岡田 耕治 (大阪教育大学)

10人ずつ2組に分かれた参加者に、「フラフープを人差し指一本で触れたまま床に降ろしてください。じゃあ、5分以内でどうぞ」とだけ指示があった。私たち10人も、隣の10人も、簡単そうに見えてこれが中々うまくいかない。みんなが降ろそうとしているのに、フラフープが上がっていくのである。2組とも時間内に降ろせず、「では休憩に入ります」となってしまった。

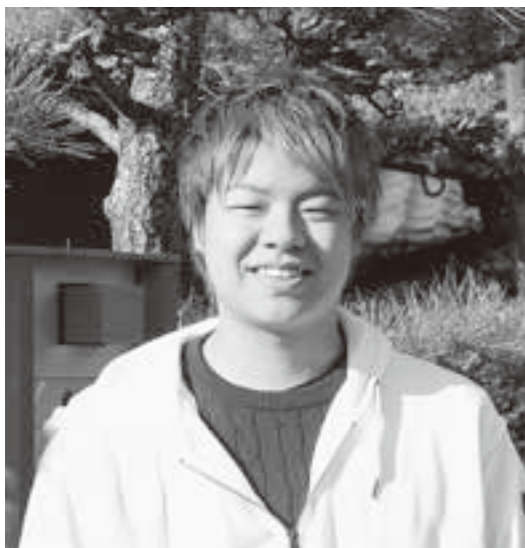
休憩中もなぜ降りないんだろうという会話がはずむ。「これはJリーグのチームも採用しているトレーニングです」という説明に、「それじゃあ」と再びチャレンジを始める参加者。10人は難しいけれど3人ならどうかと試してみると、案外簡単に降りる。次は4人、5人と増やしていくと、10人でも降りるようになった。

研修の講師は、田中裕孝さん。田中さんは、「体験学習法」を研究し、実践しておられる。研修の進め方は、参加者がある体験をくぐったあと、それはどうしてなのかとふりかえり、田中さんが考えていることを伝えるというスタイル。ホワイトボードには、「する」→「みる」→「かんがえる」→「わかる」→「こころみる」と図示されている。真ん中に線をひくと、線の上にあるのが、「する」と「こころみる」で、「みる」「かんがえる」「わかる」というのは線の下にあって、ふりかえりの中でしかおこらないプロセスだという。

「体験学習法」で大切なのは、この「ふりかえり」であり、自分自身を見つめ直すことである。体験してそれで終るのではなく、ふりかえりを大切にすることによって目指す自分の姿が明確になり、

それに向けた行動もはじめやすくなるという。





昨年の3月に公示された新しい学習指導要領のポイントは、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を3つの柱に整理していることだ。1つは、「何を理解しているか、何ができるか」、2つは、「理解していること・できることをどう使うか」、3つは、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」である。特に、2つ目、3つ目の柱を子どもたちが身につけるためには、田中さんの「体験学習法」が、授業づくりのヒントになるにちがいない。「体験学習法」については、国立淡路青少年交流の家のホームページに詳しく紹介されている。







青春じゆずつなぎ

316

Tojo Taiki
森屋 東 條 太 紀 さん
<20歳 おとめ座>

-  • 近況は・・・
関西大学で機械工学について勉強しています。
-  • 趣味は・・・
バレーボールです。
中学生の時に始め、ずっと続けています。
-  • 夢は・・・
機械工学をいかせるような仕事につきたい。
-  • 最近、楽しいと思ったことは・・・
成人式で久しぶりに村の友達とお話できたことです。



-  • 思い出のアルバムから・・・
9歳のときに、家族と野球観戦に行った写真です。トラッキーがとてもかわいいです。
-  • 千早赤阪村について・・・
帰宅するたびに、空気が澄んでいて良い場所だと思います。
このまま良い環境を続けていくべきだと思います。
-  • 次号は・・・
中学校の後輩の植野 伸 さんです。
-  • 植野さんへメッセージを・・・
また一緒にバレーボールしましょう。

 わがやのホープ



水分 やまもと こたろう くん
(山本 琥太郎)
平成22年11月9日生まれ

やまもと りゅうのすけ くん
(山本 龍之介)
平成24年4月23日生まれ

やまもと わかば ちゃん
(山本 若葉)
平成28年4月15日生まれ
兄妹仲よく、いつも笑顔で！！
父・彰久さん 母・美貴子さん

村の郷土食お料理教室が
開催されました

1月18日、2月23日の2日間で開催され両日とも満員御礼でした。村の名産である粉豆腐を使うのが初めての人もいましたが、調理をしてみると「意外と簡単やから、家でやってみるわ」と好評でした。その他の郷土料理でも「昔は食べていたけど今は作ってないなあ」、「懐かしい」という声をたくさん聞くことができました。



植野ことりさん準優勝

—なでしこサッカー大会に出場—

南河内地域の女子サッカー選手が所属する Medley ガールズフットボールクラブの植野ことりさん（千早赤阪サニーズ SC にも所属する赤阪小学校 4 年生）が、2月17日、18日に滋賀県で開催された第7回びわ湖カップなでしこサッカー大会で準優勝しました。

この報に、松本村長は、「全国大会準優勝おめでとう。これからも練習に励み、なでしこジャパンの一員になって、『千早赤阪村で育ちました』と誇れるのを期待しています。」と祝福しました。



▲植野さん=写真右端後ろ

『ときめき 響きあおう』 げんき保育園生活発表会

2月4日、くすのきホールでげんき保育園の生活発表会が開催されました。

5歳児によるピアノ「キセキ」で始まり、続いて各組ごとに歌や合奏、音楽劇、和太鼓などが披露されると、お父さんやお母さん、おじいちゃん、おばあちゃんなどから、大きな拍手と歓声が響いていました。



がんばりました 第61回南大阪駅伝競走大会

2月4日、第61回南大阪駅伝競走大会が富田林市のPL教団敷地内で開催されました。

村からは、中学男子の部、一般男子の部に各1チームが出場し、千早赤阪村立中学校陸上競技部は1時間1分30秒のタイムで部門優勝しました。

その他、エントリーチームの結果

一般男子の部

千早赤阪村立中学校54期陸上部 1時間14分26秒



▲中学男子の部で優勝した村立中学校陸上競技部

千早赤阪サニーズサッカークラブ U-12 優勝!!

1月13日ハビエスカップU-12、1月21日リバーズカップ2017 U-12が行われ、両大会共に、見事、優勝をおさめました。

このチームでの活動も残り少なくなりましたが、3月10日に行われるサニーズ卒団記念カップに向けて頑張ります。



▲ハビエスカップ



▲リバーズカップ

・ お知らせ掲示板 ・

保険・年金

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか

災害など特別な事情がなく保険料を滞納すると、督促手数料や延滞金が増加されるばかりでなく、保険給付が制限される場合があります。

みなさんに納めていただく保険料は、保険給付事業の大切な財源です。納期限内にお忘れなく納めていただきますよう、ご協力をお願いします。

なお、納付書を紛失した場合は、再発行しますのでお問い合わせください。

〈問い合わせ〉

- ・ 住民課（国保・後期高齢）
- ・ 健康福祉課（高齢介護）

環境衛生

し尿くみ取りされている人へ

くみ取り人数の増減や便槽の変更があった場合は役場で手続きをお願いします。また、臨時収集を希望する場合は相談してください。

〈問い合わせ〉

住民課（環境衛生）



ごみシールを配付します

平成30年度用の無料ごみシール1年分を3月中旬に送付します。

このシールの有効期限は、平成32年3月末日までの2年間です。

シールが届いたら、すぐ内容を確認してください。また、3月30日（金）までに届かない場合は、問い合わせてください。

〈問い合わせ〉

住民課（環境衛生）



福祉

第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求期限が近づいています

4月2日（月）を過ぎると、第十回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、早めに請求してください。

支給対象となる人

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者の妻や父母など）がいない場合に、以下の順番で順位が先に

なる、戦没者等の死亡当時の遺族1人に支給されます。

ア 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

イ 戦没者などの子

ウ ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

エ ア～ウ以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった人に限ります。

支給内容 第十回特別弔慰金国庫債券い号 額面25万円（5年償還）

〈問い合わせ〉 健康福祉課（福祉）

社会福祉協議会からのお知らせ

寄付

ご芳志は、地域福祉の向上のために有意義に活用させていただきます。

社会福祉協議会善意銀行

◎ SC 小吹台 様

1千円

福祉活動として

◎ 山本 茂 様（水分523）

10万円

亡母 清子氏の供養として

〈問い合わせ〉

千早赤飯村社会福祉協議会

☎@0294

税

原付・軽自動車の廃車および名義変更などの手続きをお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。すでに車両本体がない（廃棄、譲渡、紛失および盗難）にも関わらず、廃車の手続きをしていない場合は、引き続き税金がかかります。

転出や婚姻などで住所や氏名が変わった場合は、必ず住所変更あるいは名義変更の手続きを行ってください。

また、盗難にあった場合は、すみやかに警察署の届出とともに、廃車の手続きを行ってください。

手続き場所は次のとおりです。

| 車種 | 手続き場所 | 持ちもの |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車（125cc以下） ・小型特殊自動車 ・農耕作業用自動車 ・ミニカー | 役場総務課（税務担当） | <ul style="list-style-type: none"> ・標識（プレート） ・登録申告済証 ・印鑑 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・軽二輪車（125cc超250cc以下） ・二輪の小型自動車（250cc超） | 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 〒594-0011 和泉市上代町官有地 ☎050-5540-2060 ※持ちものについては上記に問い合わせください。 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車 | 軽自動車検査協会大阪主管和泉支所 〒594-0031 和泉市伏屋町1丁目13番3号 ☎050-3816-1842（コールセンター） ※持ちものについては上記に問い合わせください。 | |

〈問い合わせ〉 総務課（税務）

その他

引越しの際は、住民票の異動手続きを忘れずに！

入学・就職・転勤などによる引越で、住所を異動する人は、住民票の異動の届出をする必要があります。

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

すべての住民の皆さんに送付しているマイナンバーの「通知カード」や身分証明書となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「住民基本台帳カード」については、これらに記載されている住所を最新のものにしておく必要があ

ります。

◆他の市町村に転出する場合

役場住民課に転出届を提出して転出証明書を受け取る。



転入した日から14日以内に、引越先の市区町村に転出証明書を添えて転入届を提出する。

◆村内で転居する場合

転居した日から14日以内に転居届を提出する。

※前記の届出をする際は、「通知カード」、「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「住民基本台帳カード」の住所変更の届出も忘れずをお願いします。

〈問い合わせ〉 住民課（戸籍）

地域活動活性化補助事業～公開プレゼンテーションの開催について～

3月9日（金）まで募集している、地域活動活性化補助事業（くわしくは2月号広報で）について、申請団体による公開プレゼンテーションを3月下旬に開催します。どなたでも観覧できます。詳しくはホームページ、または下記まで。

〈問い合わせ〉 地域戦略室

図書室だより

図書室からのお知らせ

今月の主な新刊本を、紹介しています。図書室にない本は、府立や府内の図書館から取り寄せています。休室日は、3月5・12・19・21・26日です。

◆一般書

ふたご（藤崎彩織）
銀河鉄道の父（門井慶喜）
天翔ける（葉室麟）

くちなし（彩瀬まる）
彼方の友へ（伊吹有喜）
火定（澤田瞳子）
絶望の歌を唄え（堂場瞬一）
俺はエージェント（大沢在昌）
卑劣犯（笹本稜平）
おらおらでひとりいぐも（若竹千佐子）
父子ゆえ（梶よう子）
嘘（村山由佳）
婚約迷走中（群ようこ）

15歳のコーヒー屋さん（岩野響）
七緒 vol.52
◆児童書
だるまちゃんとキジムナちゃん（かこさとし）
だるまちゃんとかまどんちゃん（かこさとし）
ジャングルのサバイバル6・7（洪在徹）
〈問い合わせ〉 教育課 ☎@1300

防災行政無線を用いた情報伝達訓練の実施

地震や武力攻撃などの発生時に備え、防災行政無線を用いた情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、千早赤阪村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。なお、携帯電話・スマートフォンへの緊急速報メールは送信しません。

(1) 訓練実施日時 3月14日(水) 午前11時ごろ

(2) 訓練で行う放送試験

| 情報伝達手段 | 放送内容 |
|--------|---|
| 防災行政無線 | 村内に設置してある防災行政無線から、一斉に次のように放送される予定です。 【放送内容】(例) 上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 「こちらは、〇〇です。」 + 下りチャイム音 |



(※) Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

〈問い合わせ〉 総務課

千早赤阪村人事異動

千早赤阪村の観光振興の活性化を図るため、道の駅を含め観光事業などを検討するプロジェクトチームを2月1日付けで発足しました。()は所属。

観光振興プロジェクトチームリーダー

北浦 信行 (観光・産業振興課長)

観光振興プロジェクトチーム

安井 良之 (地域戦略室課長代理)

観光振興プロジェクトチーム

井上 昭応 (教育課課長代理)





3月は「自殺対策強化月間」です

QRコード対応のカメラ付き携帯電話から様々な相談機関の情報にアクセスできます



こころの健康相談統一ダイヤル

☎0570(064)556

3月1日午前9時30分から3月31日午後5時までは24時間体制で相談を受け付けます。
なお、一部のIP電話等からは接続できません。

こころの健康に不安を感じたら

- こころの電話相談 ☎06(6607)8814
月・火・木・金曜日（祝日を除く）／午前9時30分～午後5時
- 若者専用電話相談（わかぼちダイヤル） ☎06(6607)8814
水曜日（祝日を除く）／午前9時30分～午後5時
- 大阪府富田林保健所の精神保健福祉相談 ☎0721(23)2601
平日／午前9時～午後5時45分
- 千早赤阪村の健康相談（保健センター保健師） ☎0721(72)0069
平日／午前9時～午後5時30分

電話相談

- 関西いのちの電話 ☎06(6309)1121
24時間、365日
- 大阪自殺防止センター ☎06(6260)4343
金曜日／午後1時～日曜日午後10時（57時間）
- こころの救急箱 ☎06(6942)9090
月曜日／午後8時～火曜日午前5時（9時間）

フリーダイヤルの電話相談

- 「自殺予防いのちの電話」 ☎0120(783)556
毎月10日／午前8時～翌日午前8時（24時間）

妊娠中や産後にこころが不安になったら

- 大阪府妊産婦こころの相談センター ☎0725(57)5225
平日／午前10時～午後4時

借金の返済に困ったら

- 千早赤阪村の弁護士相談【予約制：無料：来所】 ☎0721(72)0069
〈予約・問い合わせ〉保健センター
平日／午前9時～午後5時30分

自死遺族相談（予約制）

- 大切な人を自死（自殺）で亡くされた人のために、来所相談を実施しています。大阪府こころの健康総合センターの専門相談員が、相談に応じます。
お電話の際には、「自死遺族相談」とお伝えください。
- 〈予約・問い合わせ〉大阪府こころの健康総合センター ☎06(6691)2818
平日／午前9時～午後5時45分

3月のし尿収集予定表

| | |
|-------------------------|-------------|
| 各地区ミゼット車 | 3月19日(月) 予定 |
| 森屋、水分、川野辺、二河原辺、桐山、小吹、吉年 | 3月29日(木) 予定 |
| 千早、東阪、中津原 | 3月30日(金) 予定 |

3月のごみ収集予定表

| ごみは、7時までに必ず出しましょう | |
|--------------------------|---|
| もえるごみ (火・金曜日) | 3月2日(金)・6日(火)・9日(金)・13日(火)・16日(金)・20日(火)・23日(金)・27日(火)・30日(金)・4月3日(火)・6日(金) |
| 粗大ごみ (第1水曜日) | 3月7日(水)・4月4日(水) |
| プラスチック製容器包装 (第2・4木曜日) | 3月8日(木)・22日(木) |
| ペットボトル (第3木曜日) | 3月15日(木) |
| 空カン・空ビン (第4水曜日) | 3月28日(水) |

村広報紙に掲載する広告を募集しています

村では本広報紙に掲載する広告を募集しています。

掲載を希望される人は、下記問い合わせ先まで連絡をお願いします。

掲載料：1月号あたり5000円

大きさ：天地5.95cm×17.85cm（この記事と同じサイズ）

※また、別途村ホームページへの掲載広告も募集しています。詳しくは下記へ問い合わせてください。

〈問い合わせ・申し込み先〉 人事財政課 地域戦略室

公共施設のごあんない

千早赤阪村役場…… ☎②0081
 小吹台連絡所…… ☎②7600
 防災行政無線テレホンガイド
 …… ☎②1388
 くすのきホール(教育委員会事務局)
 ・教育課…… ☎②1300
 村立郷土資料館…… ☎②1588
 B & G海洋センター ☎②7183
 学校給食センター… ☎②1112
 いきいきサロン
 ・やまゆり…… ☎②7005
 ・くすのき…… ☎②1705
 保健センター
 ・健康福祉課…… ☎②0069
 ・村国保診療所…… ☎②0038
 ・村社会福祉協議会 ☎②0294
 金剛山ロープウェイ
 ・千早駅…… ☎④0128
 村営宿泊施設
 ・香楠荘…… ☎④0321
 富田林市消防署
 千早赤阪分署…… ☎②1755
 ※各施設の休館日については
 お問い合わせください。

相談

| | |
|------|--------------------|
| 心配ごと | 3月1日(木) 4月5日(木) |
| 児 童 | 3月1日(木) 4月5日(木) |
| 行 政 | 3月1日(木) 4月5日(木) |

時間 午後1時～3時
 場所 保健センター1階(相談室)

| | |
|-----|---|
| 人 権 | 毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時 住民課 ☎②0081 (※河南町・太子町役場でも相談可) 河南町住民生活課☎②500 太子町住民人権課☎②5515 いずれも予約不要。電話相談可。 |
|-----|---|

| | |
|-----|---|
| 就 労 | 毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 観光・産業振興課 |
|-----|---|

| | |
|-----|--|
| 教 育 | 毎日(土日祝、年末年始を除く) 午前9時～午後5時30分 教育委員会事務局教育課 |
|-----|--|

人の動き

| | |
|-----------------|-------------|
| 総人口 | 5,345人(-17) |
| 男 | 2,542人(±0) |
| 女 | 2,803人(-17) |
| 世帯数 | 2,318戸(-6) |
| 1月末日現在、()は対前月比 | |

広場・相談など

| | 種 類 | 月 日 | 受 付 | 対 象 | |
|----------------------------|-----------------------|------------------------------|---|---|-----------------|
| 健 診 | 4か月児健康診査 | 3月28日(水) | 午後1時～1時10分 | 平成29年10・11月生 | |
| | 1歳児健康診査 | | 午後1時15分～1時25分 | 平成29年2・3月生 | |
| 保 健 セ ン タ ー ☎②0069 | 広 場 | のびのびげんきひろば (ai♡げんきの出張ひろば) | 3月5日・12日・ 19日・26日(月) | 午前10時～11時30分 | 就学前の乳幼児と保護者 |
| | | あかちゃん広場 (交流会・遊び・相談) | 3月19日(月) | 午前10時～11時30分 | 0～1歳頃までの乳幼児と保護者 |
| 相 談 | 無料弁護士相談・ 保健師こころの相談 | 3月9日(金) | 午後2時～ (要予約、1人30分程度) (初回の人優先) (プライバシーは守ります) | 借金・家庭・労働問題など法律相談を希望する人 (同日に身体やこころの相談も行います) | |
| | 保健師による健康相談 (電話・来庁) | 3月20日(火) | 午前10時～正午 (来庁の場合要予約) | 健康・育児・介護など相談を希望する人 | |
| | 個別健康栄養相談 | 3月23日(金) | 午後1時30分～ (要予約) | 食事療法が必要な人、 健康のため食生活を改善したい人 | |
| ※個別禁煙相談は希望に応じて随時実施します(要予約) | | | | | |

休日・夜間の医療機関など

| 名 称 | 連絡先・時間など | |
|-------------------------------------|---|--|
| 休 日 診 療 | 内科・歯科 (歯科は午前のみ) | 休日診療所 ☎②1333 富田林市向陽台1-3-38 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分 |
| | 小 児 科 | 富田林病院 ☎②1121(代表) 富田林市向陽台1-3-36 午前9時～11時30分 午後1時～3時30分 |
| 小 児 夜 間 救 急 (当番病院紹介) | 富田林市消防署 ☎②9919 午後8時～翌朝8時(1年中) 土・日・祝・年末年始は午後4時から | |
| 救急安心センターおおさか | #7119または☎06(6582)7119 24時間対応(1年中) | |
| 大阪府小児救急電話相談 (受診するかどうかの判断の参考に) | #8000または☎06(6765)3650 午後8時～翌朝8時(1年中) | |
| 大阪府救急医療情報センター (各科医療機関の診療状況照会) | ☎06(6693)1199 24時間対応(1年中) | |
| 「こどもの救急」ホームページ (受診するかどうかの判断の参考に) | http://kodomo-qq.jp/ | |

村国保診療所の診療曜日

- ・村国保診療所 水分195-1(保健センター内) ☎②0038
 午前診(月)～(金) 午前9時～11時30分
 午後診(月)(水)(木) 午後2時～4時30分 ※(水)の午後診は訪問
 夜診(水) 午後5時～6時30分 診療のみです。
- ・村国保千早診療所 千早184-1 ☎④0240
 午後診(火)(金) 午後1時～2時30分 人事異動により4月から
 医師が交代します。



第3回 上赤坂城跡と下赤坂城跡



『太平記』に出てくる赤坂城は、記述をみると同じ城であるとは言い難いことが判明したため、現在では上赤坂城、下赤坂城と区別しています。

上赤坂城跡は、本村の学校給食センターの南側に位置する中世の山城跡で、残存状態が比較的良好的な山城の跡です。この山城は、楠木正成公が平野将監（ひらのしょうげん）を配して防衛しましたが、水を絶たれたため、元弘3年（西暦1333年）に落城したとされています。

下赤坂城は、元弘元年（西暦1331年）後醍醐天皇が笠置山に逃れた際に、楠木正成公により築城された城です。金剛山地から北方向へ延びる尾根上に位置します。残念ながら城としての遺構は残存していませんが、「甲取」（かぶとり）、「矢場武」（やばたけ）など

の城を連想させる地名が残っています。なお、現在の村役場付近には「主郭（本丸）跡」の伝承の残る平坦地があります。そこからは南河内地域が一望でき、眺望という観点からはまさに城であることを感じさせます。

〈アクセス〉

- 上赤坂城跡 ぐすのきホールから徒歩約40分
- 下赤坂城跡 金剛バス バス停「村民運動場前」下車、徒歩約10分

表紙の写真：スイセンの丘に咲くスイセン